

船底弁及びコックの開放検査の間隔

改正対象

鋼船規則 B 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用 (翻訳))

改正理由

IACS 統一規則 Z3(Rev.8)では、船底検査における弁及びコックの開放検査が要求されている。本会は、これらの要件を鋼船規則 B 編に取入れている。

IACS UR Z3(Rev.8)では、検査員が必要と認める場合を除き、定期検査間の 5 年において、弁及びコックの開放検査を 1 度行えば差し支えない旨規定されている。一方で、鋼船規則 B 編には、前回の船底検査時に実施し、検査員が認める場合は、省略可能である旨規定されており、UR との不整合が生じていた。

今般、IACS UR Z3(Rev.8)との整合を図るため、関連規定を改める。

改正内容

検査員が必要と認める場合を除き、定期検査間の 5 年において、弁及びコックの開放検査を 1 度行えば差し支えない旨に改める。

施行及び適用

2026 年 1 月 1 日から施行

ID:DX25-04

「船底弁及びコックの開放検査の間隔」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 B 編 船級検査 6 章 船底検査 (日本籍船舶用)		
表 B6.1 船底検査の項目		
検査項目	備考	
	(省略)	
3 乾舷甲板下の排水管， その他の排出管及び海 水吸入管（ディスラン スペースを含む。）並び に外板，シーチェスト 又は外板付ディスラン スペースに取り付けら れた弁及びコック並び にサイドスラスト	(1) 弁及びコックは，要部を開放して検査し，これらを取り付けるボルト又はスタッドを検査する。ただし， <u>前回の船底検査時にそれらの弁及びコックの開放検査が行われ，検査員が差し支えないと認める場合は，弁及びコックの要部の開放を省略することができる。</u> 検査員が必要と認める場合を除き，定期検査間の5年において，弁及びコックの開放検査を1度行えば差し支えない。 (2) サイドスラストは外觀を検査し，船殻構造に影響を及ぼす損傷が無いことを確認する。 (3) 排ガス浄化装置を備える船舶にあつては，スクラバ反応器で使用された洗浄水の管装置に取り付けられるディスランスペースの内面に異常が無いことを確認する。	IACS UR Z3(Rev.8) Z3.2.3
	(省略)	

「船底弁及びコックの開放検査の間隔」 新旧対照表

新	旧	備考
(外国籍船舶用)		
表 B6.1 船底検査の項目		
検査項目	備考	
(省略)		
3 乾舷甲板下の排水管， その他の排出管及び海水吸入管（ディスタンススペースを含む。）並びに外板，シーチェスト又は外板付ディスタンススペースに取り付けられた弁及びコック並びにサイドスラスト	(1) 弁及びコックは，要部を開放して検査し，これらを取り付けるボルト又はスタッドを検査する。ただし， <u>前回の船底検査時にそれらの弁及びコックの開放検査が行われ，検査員が差し支えないと認める場合は，弁及びコックの要部の開放を省略することができる。検査員が必要と認める場合を除き，定期検査間の5年において，弁及びコックの開放検査を1度行えば差し支えない。</u> 主管庁の承認を得て，入渠又は上架して行われる船底検査の代わりに連続して水中検査が行われる場合には，弁及びコックの開放検査は，検査（潜水士による目視検査を含む）によって良好な状態であると認められることを条件に，本会が免除することがある。 (2) サイドスラストは外観を検査し，船殻構造に影響を及ぼす損傷が無いことを確認する。 (3) 排ガス浄化装置を備える船舶にあつては，スクラバ反応器で使用された洗浄水の管装置に取り付けられるディスタンススペースの内面に異常が無いことを確認する。	
(省略)		
附 則		
1. この改正は，2026 年 1 月 1 日から施行する。		
		IACS UR Z3(Rev.8) Z3.2.3